

第 2 章

Ⅰ 地震・津波災害予防計画

第1節 地盤災害の予防

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には、適正な土地利用を推進するとともに、土砂災害のおそれがある地域における被害軽減対策を実施する必要がある。

なお、震災後は地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件によっても土砂災害が発生しやすくなるため、二次災害の防止に向け、危険箇所の点検、降雨時の警戒基準の変更等を行う必要がある。

1 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の把握・周知

- 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域*¹、土砂災害特別警戒区域、並びに市の定める避難先・防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、崖崩れ・山崩れ災害、山地災害危険地区*²の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

*¹ なお、県は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。また、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造の規制などが実施されている。

*² 山地災害危険地区のうち、山地に起因する山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「山腹崩壊危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

→ **資料編** [資料 1-6] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（急傾斜地の崩壊）

(2) 避難体制の整備

- 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。
- 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認 3 要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認 3 要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20mm 以上・総雨量 100mm 以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が 30° 以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。

(3) 住宅移転の促進等

- 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。

- 土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域（地すべり）の把握、周知

- 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、市内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域（地すべり）の地すべり災害、山地災害危険地区*の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

* 山地災害危険地区のうち、山地に起因する地すべりによる災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「地すべり危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1059>

→ 資料編 [資料 1-8] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（地すべり）

(2) 避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。
- 特に危険度の高い土砂災害警戒区域（地すべり）において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、避難体制を確立する。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。

3 土石流災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）の把握、周知

- 国が指定する砂防指定地及び県が指定する土砂災害警戒区域（土石流）、県が調査する崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、周辺住民に対し周知徹底を図る。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し土石流災害、山地災害危険地区*の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

* 山地災害危険地区のうち、山地に起因する崩壊土砂が土石流として流出して災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「崩壊土砂流出危険地区」として県ホームページで周知を行っている。

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

→ 資料編 [資料 1-7] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（土石流）

(2) 避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制など避難体制に関する事項を定める。
- 大雨警報発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報（前掲）等を参考に、土石流危険渓流ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物・市ホームページに掲載し周知を

図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。

(3) 住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進に努める。

4 液状化危険地域の予防対策 【建築審査課、建設総務課、道路課、各支所、上下水道局、ガス局】

(1) 液状化現象の調査研究

本市の市街地は厚さ最大 20m からなる沖積層により形成されており、震災時には地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に被害をもたらす可能性がある。

地盤の液状化現象に関する調査研究について、県、大学及び各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の各種資料の整備に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境の影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設整備に反映させる。

ア 土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設、橋梁及び下水道施設等）

地盤改良による工法と、構造物により対応する方法とがある。それぞれの概要は次のとおり。

	概要	代表的工法
地盤改良による工法	地盤を液状化しない材料と入れ替える工法	置換工法
	振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法	サンドコンパクション工法
	押さえ盛土により地盤を過圧密にする工法	盛土工法
	地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法	深層混合処理工法
	地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法	グラベルドレーン工法
構造物により対応する方法	構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法	連壁工法
	支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等、既設構造物の耐力を増す方法等	支持工法及び補強工法

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては地盤改良工法が有効であるが、液状化現象の発生時に建築物が大きな被害を受けないよう、建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

種別	概要	代表的工法
改良	置き換え、締固め、固化等有効な地盤改良を行う。	置換工法、サンドコンパクション工法、深層混合処理工法
荷重分散	基礎を一体の鉄筋コンクリート造にし、接地荷重を分散し小さくする。	布基礎、べた基礎等
支持	基礎杭を用いる。	支持杭

ウ 地下埋設物

管路に施す工法と、地盤改良工法の二つに大別される。それぞれの工法の概要は次のとおり。

(7) 管路に施す工法

- 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置及び地盤改良対策の推進を図る。
- 管渠の設計に先立ち、土質調査又は既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ

地盤改良等の対策を施す。

- ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継ぎ手等管路の耐震性向上に努める。
- 管渠の接続部には、可とう性継ぎ手を用いることにより耐震性の向上を図る。
- ガス管においては、ポリエチレン管への切替を推進し、耐震性向上に努める。

(イ) 地盤改良による工法

(土木施設構造物に対する対策工法と同じ)

(3) 液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

地震が発生した時の円滑な避難を確保するため、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成し、公表するよう努める。

5 造成地の予防対策..... 【都市政策課、建築審査課、道路課】

(1) 災害防止に関する指導

- 関係法令に規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて、災害防止に関する指導を行う。
- 造成後は、違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

指導に当たっての基準は次のとおり。

災害危険度の高い区域	● 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めず、さらに都市計画法上の許可が不要な開発計画では、助言を行うとともに、特に必要があると認められる場合には勧告を行う。勧告に従わない場合には、本市のホームページにおいて公表する。 ● 市街地調整区域において、災害の危険性の高い区域での開発計画は、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例により許可の厳格化を図る。 ● 都市計画区域内外を問わず、土砂災害特別警戒区域内の土地における住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。
建築物の構造規制	土砂災害特別警戒区域内の土地における居室を有する建築物の建築行為には、RC擁壁等の安全措置が必要であるため、その構造の建築確認の審査を要する。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

6 土地利用の適正化..... 【都市政策課、道路課】

(1) 土地条件の評価

- 地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。
- 上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度を様々な観点から評価し、必要に応じて適切な土地利用等に関する調査を行い、その結果を防災カルテ等の形で公開する。
- 情報や評価結果については広く市民に公開し、協働による土地利用の適正化の推進に資する。



(2) 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、都市再生特別措置法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設並びに文教施設において、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針の策定等により、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

1 建築物の耐震化の推進 【新庁舎整備課、公共建築課、建築審査課、消防本部、各企業局】

(1) 防災拠点の耐震化の推進

防災拠点施設（本庁舎、支所庁舎及び関連庁舎、消防本部及び消防署、公営企業庁舎）は、応急対策活動の拠点となる施設であるため、耐震化・不燃化について特に推進する。

(2) 耐震化推進体制の整備と一般住宅の耐震化

- 耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。
- 災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。
- 地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、市民や建築技術者の意識の啓発を図る。
- 「松江市木造住宅耐震診断士派遣制度」等の助成制度を活用し、一般建築物の耐震化を促進する。

(3) 防災上重要な建築物・不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

- 防災上重要な施設のうち、重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「松江市耐震改修促進計画」（平成30年3月改定）の実現に向け、法に定める特定建築物（多数の者が利用する大規模な建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物）の所有者等に対し指導・助言を行うほか、助成制度を活用して耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。
- 本庁、支所及び消防本部等の防災上重要な施設や、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、その結果を市民に公表するよう努める。
- 社会福祉施設等の利用者の安全確保を図るために、耐震化対策を講じていない施設等の管理者に対して、耐震診断や耐震改修について必要に応じ指導又は助言を行う。

(4) 災害廃棄物の発生への対応

地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

2 各種データの整備保全 【関係各課】

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。

3 工作物等の安全化 【都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、建設総務課、道路課、生徒指導推進室、ガス局】

次の事項について、工作物等の安全化措置を講じる。

擁壁の安全化	- 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。
ブロック塀等の安全化	- 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。
窓ガラス等落下物の安全化	3階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。
屋外広告物に対する規制	建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。
自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。
家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。
ガスパイプの安全化	年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガスパイプ（経年管）の更新を指導、推進する。

4 建築物の不燃化の推進……………【都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、道路課、消防本部】

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。

資料：都市政策課（令和6年10月1日現在）

	面積（ha）	最終決定年月日
防火地域	—	（指定無し）
準防火地域	232.5	S49.8.1

(2) 建築物の不燃化

- 旧市街地を中心とする木造密集住宅地においては、拠点施設の整備、建物の不燃化・共同化の誘導等の個別事業を積み重ねて緩やかに町並みを整備する「段階的整備」を推進するとともに、区画整理事業等の「面的整備」の推進に努め、防災上の問題点の抜本的解消に努める。
- 防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

- 建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心とした既存建築物について、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(3) 消火活動困難地域の解消

- 市街地の不燃化、各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件を徹底し、交差部の隅切りせん除等の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。

(4) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

	計	消火栓			防火水槽				その他				
		小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等
旧市	2,793	2,175	2,143	32	349		325	24	269	85	21	12	151
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22
島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1
八雲町	207	119	116	3	29	1	25	3	59	44			15
玉湯町	217	149	143	6	48		32	16	20	9	1	2	8
宍道町	388	205	203	2	130	3	34	93	53	23	1		29
八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1
東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15
計	5,054	3,650	3,599	51	783	6	606	171	621	278	78	18	247

(6) その他の災害防止事業

- 火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。
- 都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

5 災害に強い都市環境づくり 【農林基盤整備課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、住宅政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、河川課、上下水道局】

(1) 都市の面的整備の推進

本市の中心市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、特に旧市街地において空洞化が進んでいる。また、新市街地（旧市街地の周縁部）においては、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われスプロール化が進行した結果、災害発生のおそれのある住宅地が拡大する等、防災上好ましくない市街地が形成されている区域も多い。更に、本市は戦災を受けておらず、城下町として発展してきた市街地形態をそのまま色濃く残す町並みが随所にあるため、災害発生時には、これらが応急対策活動の支障となることが予想される。

このような状況を改善するため、地域の状況に応じた以下の手法により、防災に配慮した市街地の面的整備の推進に努める。

既成市街地	- 中心市街地活性化基本計画に基づき、商業地の再編や住環境・交通環境の改善を推進する。 - 個別の事業計画において、古い松江らしい歴史的町並み保全に十分配慮した安全なまちづくりを推進する。 - 木造住宅が密集し、旧来の道路形態が残る旧市街地（城東、城北、城西、白潟、朝日、雑賀地区）において、災害時に住民が歩いて避難場所へ到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する道路を整備するとともに、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化を推進する。
既成市街地辺部	土地区画整理事業等により都市施設を先行整備し、安全な市街地を形成する。
拠点地区	- 生活基盤の整備や、空き店舗・空き家等遊休地の活用による繁華街の再生、土地区画整理事業による有効な土地利用の促進を図る。 - 日常生活を支援する利便施設、防災施設等の整備を推進する。

(2) 道路の整備

- 多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- 避難所に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等を整備する。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。
- 郊外部において、災害時に避難場所として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園						
開設	公園数	87	4	1	4	2	3	1	1	38	3	12	1	2	159
	面積 (ha)	19.15	13.48	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.34	4.15	5.77	14.30	16.87	230.93

資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）

緑地保全区域の名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
千手院	石橋町	0.94	S51.10.18
売布神社	和多見町	0.30	〃
山代神社	古志原六丁目	1.03	〃
円成寺	幸町、栄町	2.18	S53.4.24 (S54.4.10変更)

万寿寺、桐岳寺	奥谷町、春日町、東奥谷町	6.21	S53.4.24
月照寺、清光院及び愛宕神社	外中原町	5.94	S54.4.10 (H26.3.28変更)
	計	16.60	

(4) 共同溝等の整備

電線等のライフライン施設を収容する共同溝等の整備を推進する。

(5) 都市防災構造化対策の推進

- 道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、市街地における防災空間を確保・拡充する。
- 安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。
- 住民との協働による災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な市街地整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進する。
- 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

6 ライフライン施設の安全化

(1) 電気施設.....【中国電力（株）、中国電力ネットワーク（株）】

ア 現況

本市には、島根原子力発電所のほか、送電線路、変電所、配電線路等の設備が整備されている。
なお、本市は中国電力ネットワーク（株）と、災害時における相互応援協定を締結している。

→ **資料編** [資料 4-(2)-21] 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク（株））

イ 安全化対策

- 発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっているが、巡視・点検等を徹底し、被害の未然防止に努める。
- 専門知識の普及、印刷物の配布等を通じ、従業員の防災意識の高揚に努める。
- 年1回以上防災訓練を実施するとともに、市や県の実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 都市ガス施設.....【ガス局】

ア 現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（令和6年10月1日現在）

事業所名	所在地	設備
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150kl×2基、450kl×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 2,400m³N/h×4基 LPGガス発生装置 150kg/h×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m³・0.97MPa×1基

施設の状況		
ガス製造施設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設	ガスホルダー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。

設	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。
地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するかの判断に利用する。
マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。

イ 安全化対策

ガス局における安全化対策は次のとおり。

自 主 保 安 体 制 の 構 築	製 造 設 備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
	供 給 設 備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備についてはその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を推進するとともに、中圧導管の緊急減圧のために放散設備等を設置する。 3 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を推進する。 4 津波の来襲のおそれがある場合、工事中又は作業中の箇所は速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視、特別点検を行う。
防 災 教 育 防 災 訓 練		松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。

(3) L P ガス施設……………【島根県 L P ガス協会、L P ガス販売事業者】

ア 現況

本市における L P ガス関係施設の現況は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（令和3年4月1日現在）

	L P ガス貯蔵設備（タンク）	オートガススタンド	L P ガス消費プラント
箇所数	5	4	3

イ 安全化対策

L P ガス施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行う。 1 設備全般について、安全性が確保できるよう整備を推進する。 2 容器は、風等によって転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。 3 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。
防災教育 防災訓練	1 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。 2 二次災害を防止するため、次のような啓発を行う（特に高齢者に配慮）。 ● 初期防災活動等について記したパンフレット等を配布する。 ● 災害時に異常を感じた場合は、販売事業者の点検を受けるよう指導する。 ● 災害時には火を消し、元栓・器具栓、容器のバルブを閉めるよう指導する。

(4) 上水道施設..... 【上下水道局】

ア 現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ ／日）
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200

資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ ／日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*1

*1 斐川町における事業区域も含めた値。

イ 安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
防災教育 防災訓練	1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取組んでいく。

(5) 下水道施設..... 【上下水道局】

ア 現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。特に、地震被害としては管渠の折損並びに継ぎ手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域における被害発生の危険性が高い。

資料：上下水道局（令和2年3月31日現在）

公共下水道施設

流域関連				
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)
旧市	3,508.2	127,571	704.6	6
玉湯町	266.5	7,009	67.0	—
八雲町	158.3	4,970	47.9	—
宍道町	332.5	5,738	61.2	—
東出雲町	427.9	14,879	107.9	—
計	4,693.4	160,167	988.6	6
特定環境保全公共下水道				
地区名	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m ³ /日最大)
鹿島町恵曇	165.1	4,799	64.7	2,150
島根町佐波	4.1	109	2.0	80
美保関町千酌	13.1	428	4.0	340
美保関町七類	26.0	726	8.8	570
美保関町森山	13.5	545	8.9	310
八束町江島	16.8	646	6.5	284
八束町遅江	16.2	454	4.7	218
八束町馬渡	8.7	201	3.3	123
計	263.5	7,908	102.9	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	7	8,993	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	1	75	一矢
島根町	3	1,031	野波、大芦、加賀別所
美保関町	2	478	万原・下宇部尾、管浦
宍道町	5	2,599	弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中來待
八束町	4	2,413	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	1	500	意東
計	23	16,089	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	1	266	魚瀬
鹿島町	3	1,094	片匂、御津、手結
島根町	6	1,828	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,378	稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、惣津、雲津、諸喰、法田

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
計	20	5,566	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口 (人)	設置区域
891	2,381	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、 宍道町、八束町、東出雲町

イ 安全化対策

下水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 災害時の停電に備え、中継ポンプ場及び終末処理場に自家発電装置を備えるとともに、遠隔監視等管理体制の充実に努める。 2 定期的な整備、保守・点検を行う。 3 協定等に基づく相互応援体制を整備する。 4 災害時用の資機材を整備する。
防災教育 防災訓練	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

具体的な施策については、「第1次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取組んでいく。

- (6) 電気通信施設.....【西日本電信電話（株）島根支店、NTTコミュニケーションズ(株)、
（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）】

ア 現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

西日本電信電話（株） 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
NTTコミュニケーションズ(株)	
（株）NTTドコモ中国 支社島根支店	● 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 ● 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 ● 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 ● 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 ● 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。
KDDI（株）	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている
ソフトバンク（株）	● 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 ● 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。

楽天モバイル(株)	災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。 ● 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。 ● 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。 ● 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。
-----------	--

イ 安全化対策

現状の電気通信設備の更なる整備拡充を図るとともに、各事業者において、次に掲げる訓練を実施する。なお、県、市及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

- (ア) 非常招集の訓練
- (イ) 災害予報及び警報等の伝達訓練
- (ウ) 災害時における通信疎通確保の訓練
- (エ) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (オ) 消防及び水防の訓練
- (カ) 避難及び救助訓練
- (キ) 災害用伝言サービス等の運営

(7) 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所、消防本部】

- 災害によりライフラインに障害が発生した場合、被害状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。
- 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
- 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的実施する。
- 避難者の安否確認等の手段として、指定避難所等に特設公衆電話回線の整備を推進する。

(8) 災害応急活動体制の整備…【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備する。
- 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(9) 資機材の整備……………【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
- 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

(10) 防災知識の普及・啓発…【防災危機管理課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

7 交通施設の安全化

(1) 道路・橋梁施設……………【都市政策課、文化財課、建設総務課、道路課】

ア 現況

本市は、古くから城下町として発展してきたため、市街地を中心に狭隘な道路が多く、地震発生時には道路の損壊や家屋・ブロック塀等の倒壊による交通寸断が発生するおそれがある。

また、中心市街地を南北に二分する大橋川に架かる5橋をはじめとした市内約1,500の橋梁のうち、耐震補強工事が実施されたものは少なく、木造の橋梁が残存しているため、道路・橋梁等の被災による交通寸断が生じた場合、次のような問題が生じるおそれがある。

- ・ 住民の避難が困難となる地域が生じる。
- ・ 被害状況の把握に時間を要する。
- ・ 消防機関の消火活動・救助活動等が困難となる地域が生じる。
- ・ 物資・人員等の輸送に支障を来す。

なお、本市における道路及び橋梁の整備状況は次のとおり。

資料：建設総務課（令和6年4月1日現在）

道路

区分		実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国道（国土交通省管理分）		48.4	48.4	100.0	—	—
国道（県管理分）		66.2	66.2	100.0	—	—
県道		254.5	244.5	96.1	—	—
市道		2,009.1	1,782.5	88.7	1,325.4	66.0
（内訳）	1級路線	167.8	167.7	99.9	163.1	97.2
	2級路線	229.0	219.4	95.8	185.7	81.1
	その他	1612.2	1395.5	86.6	976.5	60.6

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

橋梁

道路別	総数		木橋		永久橋	
	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
国道（国土交通省管理分）	117	6,627	—	—	117	6,627
国道（県管理分）	89	3,875	—	—	89	3,875
県道	179	5,191	5	27	174	5,164
市道	1,259	14,176	35	288	1,224	13,888

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

→ 資料編 [資料1-14]市道の主要橋梁一覧表

イ 道路の安全化対策

(7) 市街地の道路

- ・ 災害時における円滑な交通を確保するため、狭隘区間等を中心に道路・歩道の整備を行う。
- ・ 市街地火災における延焼遮断帯としての機能を考慮し、計画的な道路整備を推進する。
- ・ 旧市街地の木造住宅密集地における小幅員区画道路は、緊急時に消防活動困難区域を生じる危険性があるため、建築基準法の中心後退規定を活用し、必要な道路幅員の確保に努める。
- ・ 道路交差部の隅切りせん除等の局部改良を行う。

(4) 郊外の道路

- ・ 市の郊外へ通じる道路は、震災時に緊急輸送道路としての重要な役割を持つことから、多ルート化を行うとともに、道路隣接法面の危険箇所等を調査し、地震に伴う崩土、落石等の危険がある箇所については、法面保護等の防災工事を推進する。

- 国・県道の基幹道路を補完する市道については、1・2級路線から優先的に整備を推進する。

ウ 橋梁の安全化対策

(7) 大橋川の橋梁

中心市街地の5橋のうち、松江大橋を除く4橋（宍道湖大橋、新大橋、くにびき大橋、縁結び大橋）を緊急輸送道路として位置づけており、耐震補強が完了していないくにびき大橋の耐震化及び新大橋の架け替えを促進する。

(4) その他の橋梁

- 市道に架かる橋梁のうち、緊急輸送道路に指定及び災害時の重要な避難路と想定される市道に架かる橋梁の耐震点検調査を早急に行い、必要に応じて改架、橋座の拡幅、落橋防止等の補強工事を実施する。
- 震災時に落橋した場合、市道の橋梁は最大橋長 30m 程度であり、比較的短期間での応急仮設橋の架設が可能であると考えられるため、仮設橋資材の調達等が円滑にできるよう、近隣の資材在庫状況を常に把握する。
- 市道のうち木橋については、橋長が短く車両の通行ができないものも多いため、永久橋への改架を計画的に推進することが必要である。

エ 交通寸断に備えた対策

道路・橋梁等の被害により交通が寸断した場合に備え、以下の対策により代替機能を確保する。

避難対策	● 自主防災組織を育成強化し、平時から避難所・避難路の多重化について地域住民自らが検討しておく。 ● 避難路等の早期復旧を図るため、災害時の応急対策活動に関する協定を締結している（一社）松江建設業協会、松江市建設業連合協議会、松江南建設業協会、松江北建設業連絡協議会との連携・連絡体制の強化に努める。
被害状況の把握	● IP 無線機等を活用した被害情報収集・伝達体制を整備する。 ● 職員の参集途上における被害状況の把握・連絡方法の周知に努める。 ● 県防災ヘリ等の活用による被害情報の収集・伝達体制を整備する。
消火・救助体制の構築	● 消防機関の対応が困難となる場合に備え、自主防災組織の育成強化並びに震災訓練の実施等により、地域住民に消火・救急救護の方法の周知を図る。 ● 地区の防災拠点を整備し、消火・救護資機材（消火用バケツ・バール・ヘルメット等）及び災害用物資（毛布・食料等）を多重分散的に備蓄する。
輸送体制の整備	災害時応援協定の締結先との連携・連絡体制の強化に努め、物資及び人員の輸送体制を確保しておく。

(2) 鉄道施設……………【西日本旅客鉄道（株）、一畑電車（株）】

ア 現況

本市においては、国道9号に沿ってJR山陰本線が、また、宍道湖北岸の国道431号に沿って一畑電車北松江線があり、線路・駅施設のほか、電気・保安設備等が沿線に設置されている。

イ 安全化対策

それぞれの鉄道事業者において重点的に実施する安全化対策は次のとおり。

西日本旅客鉄道（株） 山陰支社	● 線路建造物についての定期検査の実施、災害警備発令基準、非常招集計画及び線路巡回計画の策定等の防災予防対策を講ずる。 ● 社内及び外部との連絡のため、通信設備、各種警報装置を整備する。 ● 講習会の開催、防災訓練の実施等、必要な教育及び訓練を実施する。 ● 災害復旧に必要な人員、資機材の確保を図るため、必要な計画の策定、資機材備蓄場所の機能保持に努める。
一畑電車（株）	● 駅舎及び諸施設の改良を推進する。 ● 日常の巡回検査と、年1回の各構造物等の点検を実施記録する。 ● 新設改良構造物の耐震強化を更に推進する。

(3) 港湾・漁港施設……………【水産振興課】

ア 現況

市域に所在する港湾・漁港の概況は次のとおり。

資料：県港湾空港課、県漁港漁場整備課（令和2年10月1日現在）

	港湾			漁港		
	県管理	市管理	56条港湾	県管理		市管理
	地方港湾	地方港湾		第3種	第2種	第1種
旧市	1	1	5			2
鹿島町				1	1	
島根町		1			2	5
美保関町	1	10			2	3
玉湯町			1			
八束町		4				1
東出雲町		2				
計	2	18	6	1	5	11

イ 安全化対策

- ・ 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。
- ・ 震災時に避難救助活動の拠点となる港湾・漁港については、耐震岸壁の整備を推進する。

8 文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

*本計画では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を「学校」、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

(1) 学校・教育施設等の防災体制 【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課】

ア 学校・教育施設等における防災対策の整備

- ・ 平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。
- ・ 学校・教育施設等の建築年等を考慮し、年次的に耐震診断及び耐震改修等を行い安全化を図るとともに、避難所としての防災機能が発揮できるよう、必要な整備を行う。
- ・ 災害時における文房具及び通学用品の調達について、業者等との間で協定の締結に努める。

イ 発災時間と応急対策との関連

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中、休憩時間、放課後等）、あるいは夜間・休日等となる場合も考えられるため、それぞれのケースに対応し得るよう、各学校、各施設、地域ごとに発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。

ウ 被災時の避難所としての役割への対応

- ・ 学校・教育施設等は災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての設備機能の充実に図り、避難所としての運営方法や教職員の役割分担を明確にしておく。
- ・ 休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮し、鍵の管理や受渡し等の方法等について事前に学校・教育施設等と所管課との間で定めておくとともに、毎年度変更等の状況を確認する。

(2) 文化財の保護 【文化振興課、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館】

- ・ 国・県・市指定建造物及び登録有形文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、耐震予備診断を進め、状況把握するとともに、必要に応じて耐震補強を実施する。
- ・ 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- ・ 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- ・ 古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録を作成する。



- 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

第3節 津波災害の予防

本市の市域には、島根半島北部の連続した海岸線が含まれており、近年では、日本海中部地震（昭和58年）、北海道南西沖地震（平成5年）等において、沿岸部の建物や船舶等に津波による被害を受けたことがある。

津波による被害想定は、第1章第4節「地震被害想定」に記載のとおりであるが、これまでの想定を大きく超える東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生に鑑み、津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ津波災害は波源域の場所や地形等の条件によって、発生する津波高、範囲等に大きな差異が生じるものであることを念頭に置く必要がある。

こうしたことを踏まえ、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルを想定することを基本とする。

①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

以上の考え方にに基づき、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視・情報伝達体制及び避難所・避難路等の整備、津波に対する知識の普及などの防災意識の啓発等に努める。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

1 津波に強い地区づくり【防災危機管理課、水産振興課、建設総務課、道路課、河川課、各支所】

(1) 海岸における津波浸水想定箇所の把握・周知

津波ハザードマップ、地区津波避難計画及び県ホームページのマップ on しまね等を活用し、県の調査に基づく津波浸水想定区域について、沿岸住民への周知徹底を図る。

(2) 海岸保全施設整備の推進

津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

(3) 土地利用の適正化

- 津波による浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用を含めた避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 津波防災地域づくり法に基づく推進計画を作成することにより、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。

(4) 建築物の災害予防

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等は、できるだけ浸水危険性の低い場所に整備するものとし、

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等を図るとともに、中長期的には浸水危険性のより低い場所への誘導を図る。

2 津波防災思想の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災危機管理課、水産振興課、消防本部、各支所】

県及び防災関係機関と協力し、津波を伴う地震発生時の対応方法として次の内容の普及啓発を図る。

一般住民	1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて高台等の安全な場所に避難する。 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。 ※参考 気象庁ホームページ https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/tsunami_bosai/index.html#behavior 3 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線（同報系）、防災メール等を通じて入手する。 4 津波は繰り返し襲来するので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。 5 津波注意報発表時においても、海水浴や海釣りは危険なので行わない。
船舶	1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外へ退避する。 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。 4 津波は繰り返し襲来するので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで待避等を継続する。
漁業従事者	船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害防止のため、港の利用者等と協議しマニュアル等の整備を徹底する。

第4節 危険物施設等の安全対策

地震による危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

1 消防法に定める危険物施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

① ② ③計	①製造所	②貯蔵所									③取扱所							事業所
		計	屋内 特定タンク 屋外	特定 タンク 屋外 の	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋 外	計	給油		販売		移 送	一 般	
												営業 用	自家 用	第一 種	第二 種			
537	0	331	54	0	50	25	134	0	59	9	206	68	37	2	1	0	98	375

(2) 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

2 高圧ガス施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

製造所		貯蔵所		販売業者	特定高圧ガス消費者
第1種	第2種	第1種	第2種		
12	77	8	17	207	10

(2) 予防計画

ア 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、銅管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものを用いるよう指導する。

イ 保安指導、保安教育

県及び関係機関と連携し、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等を行い、以下の事項について指導する。

- 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の取扱い
- 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者及び保安係員等が非常時にとるべき措置

ウ 自主保安体制の確立

関係事業所は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 定期自主検査の実施と必要事項の保存
- 防災設備の維持管理、整備及び点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3 火薬類施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における火薬類施設の箇所数は次のとおり。

資料：島根県（令和5年4月1日現在）

1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計
5		1		6

(2) 予防計画

ア 保安指導及び保安教育

県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

イ 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 年2回以上の定期自主検査の実施（火薬庫の所有者又は管理者の場合）
- 防災設備の維持管理、整備予備点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4 毒劇物取扱い施設の保安対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市の市域を所管する松江保健所管内における、毒劇物取扱い施設の現況は次のとおり。

資料：島根県（令和5年4月1日現在）

製造業	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	小計	業務上取扱者
2	101	29	5	137	3

(2) 予防計画

県及び関係機関と協力して毒劇物取扱い施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主保安体制を確立するよう事業所への指導を行う。

- 研修会等における耐震教育の徹底
- 立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
- 毒劇物の流出防止・中和等の除去活動体制の整備
- 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- 治療方法を記した書類の整備

第5節 農林漁業施設災害の予防

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

1 農業施設災害の防止対策……………【農林基盤整備課】

(1) 農業用ため池

ア 現況

市域には老朽化した農業用のため池が多く、決壊等により下流の農家、農産物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 対策

- 農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。
- 老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める。
- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、「防災重点農業用ため池」として特に監視・点検に取り組む。また、ハザードマップ等を作成し、ため池が決壊した場合に想定される災害危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

→ **資料編** [資料1-4]防災重点ため池一覧表

(2) 農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）

ア 現況

市域には老朽化した農業用水利施設があり、地震時に機能低下または突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 対策

施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、農業用水利施設の計画的・効率的な機能保全を図る。

2 漁業施設災害の防止対策……………【水産振興課】

(1) 漁港

- 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。
- 震災時に避難救助活動の拠点となる港湾・漁港については、耐震岸壁の整備を推進する。

(2) 陸揚げ施設等

荷さばき施設等漁業関連の陸揚げ施設は、漁港・港湾地区に集中しており、高潮や津波等による被害が発生するおそれがあるため、災害を受けやすい状態にある施設の防災対策を実施する。

(3) 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあり、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがあるため、防災を考慮した整備を図る。

(4) 漁船

出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月施行）に基づき、島根県においては平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第六次計画（令和3年度から令和7年度））を作成し、施設等の整備が進められている。

本市においては、同計画に定められた各事業を積極的に推進し、震災対策の強化を図る。

（担当課）……………【道路課、消防本部、公園緑地課】

第六次地震防災緊急事業五箇年計画において対象となる事業の概要は次のとおり。

事業項目	事業名	事業量 (実績・予定)	所管	実績予定 事業費 (百万 円)	予定・実績 年度
2号 避難路	道路事業	2.0km 3箇所	道路課	560	R3～R7
3号 消防用施設	災害対応特殊付消防ポンプ自動車	4箇所	消防本部 警防課	168	R5～R7
3号 消防用施設	災害対応特殊水槽消防ポンプ自動車	3箇所	消防本部 警防課	192	R3～R5
3号 消防用施設	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資 機材	4箇所	消防本部 警防課	132	R4～R7
3号 消防用施設	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1箇所	消防本部 警防課	185	R4
3号 消防用施設	救助工作車	1箇所	消防本部 警防課	150	R7
3号 消防用施設	水槽車	1箇所	消防本部 警防課	54	R6
3号 消防用施設	耐震性貯水槽	4箇所	消防本部 警防課	48	R4～R7
3号 消防用施設	単独事業 (消防ポンプ自動車)	4箇所	消防本部 消防総務課	89	R3～R7
3号 消防用施設	単独事業 (小型動力ポンプ付き積載車)	20箇所	消防本部 消防総務課	124	R3～R7
3号 消防用施設	単独事業 (消防団拠点施設等)	2箇所	消防本部 消防総務課	80	R3～R7
3号 消防用施設	単独事業 (消防救急デジタル無線設備)	1箇所	消防本部 通信指令課	369	R7
3号 消防用施設	単独事業 (高機能消防指令センター総合整備事業)	1箇所	消防本部 通信指令課	524	R7
6号 共同溝等	都市構造再編集中支援事業	0.4km 1箇所	道路課	238	R3～R5
17号 備蓄倉庫	都市構造再編集中支援事業	1箇所	公園緑地課	40	R6
計				2,953	

第7節 防災活動体制の整備

地震や津波災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、地震災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。

1 災害対策本部体制の整備……………【防災危機管理課、人事課、人権男女共同参画課ほか関係各課】

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

地震災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

イ 非常参集体制の整備

- 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じ職員の安全確保に十分に配慮した職員の動員体制の整備を図る。
- 勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合に備え、市役所本庁から3km以内に居住する職員の中から「震災時緊急参集職員」を任命し、初動体制の強化を図る。
- 携帯電話のメール機能等のデジタル技術を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。
- 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。
- 災害対応に関する知識を有する職員の有効活用を図る。

ウ 活動マニュアル等の運用

災害対策本部の各班及び震災時緊急参集職員が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

また、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室等の整備を行う。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ウ 電話の余裕回線の確保及び非常用電話回線の増強、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、IP無線機等多様な通信手段の整備
- エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- オ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- カ 交替勤務者用の仮眠室等の整備
- キ 感染症対策の徹底

2 広域応援協力体制の整備……………【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、

(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

- ・ 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。
- ・ 災害時に市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模地震災害に備えた相互応援協定を締結するよう努めるほか、連絡体制などを構築するなど実効性の確保に努める。

- **資料編** [資料 4-(1)- 1] 災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村）
[資料 4-(1)- 2] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
[資料 4-(1)- 3] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
[資料 4-(1)- 4] 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会）
[資料 4-(1)- 5] 地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）
[資料 4-(1)- 6] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
[資料 4-(1)- 7] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領
[資料 4-(1)- 8] 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
[資料 4-(1)- 9] 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市）
[資料 4-(1)-10] 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定
[資料 4-(1)-11] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
[資料 4-(1)-12] 災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市）
[資料 4-(1)-13] 災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市）
[資料 4-(1)-14] 災害時における相互応援に関する協定書（尾道市）
[資料 4-(1)-15] 災害時の相互応援に関する協定書（中海・宍道湖・大山圏域、備後圏域連絡協議会）
[資料 4-(1)-16] 災害時における相互応援に関する協定（大口町）
[資料 4-(1)-17] 災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書（出雲市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合）
[資料 4-(1)-18] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市）
[資料 4-(1)-19] 中核市災害相互応援協定
[資料 4-(3)- 1] 島根県防災ヘリコプター応援協定
[資料 4-(3)- 2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

(2) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(3) 自衛隊との連携体制の整備

- ・ 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- ・ 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。

- どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。
- フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。
- 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。
- 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。

→	資料編	[資料 4-(2)- 1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
		[資料 4-(2)- 2] 防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台）
		[資料 4-(2)- 3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
		[資料 4-(2)- 4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）
		[資料 4-(2)- 5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
		[資料 4-(2)- 6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
		[資料 4-(2)- 7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
		[資料 4-(2)- 8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
		[資料 4-(2)- 9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
		[資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
		[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
		[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
		[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
		[資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか）
		[資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）
		[資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会）
		[資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）
		[資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内５１社）
		[資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内５社）
		[資料 4-(2)-21] 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク（株））
		[資料 4-(2)-22] 災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部）
		[資料 4-(2)-23] 非常事態における相互応援協定書（米子ガス（株）、出雲ガス（株））
		[資料 4-(2)-24] 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン（株））
		[資料 4-(2)-25] 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン（株））
		[資料 4-(2)-26] 災害時における資機材リースの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会）
		[資料 4-(2)-27] 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部）
		[資料 4-(2)-28] 災害時における飲料水の提供に関する協定書（（株）伊藤園）
		[資料 4-(2)-29] 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話（株）島根支店）
		[資料 4-(2)-30] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね）
		[資料 4-(2)-31] 災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（（一社）島根県ＬＰガス協会ほか）
		[資料 4-(2)-32] 災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定（しまね災害福祉広域支援ネットワーク）
		[資料 4-(2)-33] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（（株）島根銀行）
		[資料 4-(2)-34] 災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）
		[資料 4-(2)-35] 災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便（株））
		[資料 4-(2)-36] 松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団）
		[資料 4-(2)-37] 農業集落排水施設災害対策に関する協定（（一社）地域環境資源センター）
		[資料 4-(2)-38] 漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（（一社）水産土木建設技術センター）
		[資料 4-(2)-39] 災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油（株））

- [資料 4-(2)-40] 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業（株））
- [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
- [資料 4-(2)-42] 松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所）
- [資料 4-(2)-43] 松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会）
- [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）
- [資料 4-(2)-45] 災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株））
- [資料 4-(2)-46] 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））
- [資料 4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（（株）エフエム山陰、（株）山陰放送）
- [資料 4-(2)-48] 災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校）
- [資料 4-(2)-49] 災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会）
- [資料 4-(2)-50] 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合）
- [資料 4-(2)-51] 災害救助物資の調達に関する協定（株）ジュンテンドー）
- [資料 4-(2)-52] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫）
- [資料 4-(2)-53] 災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会
- [資料 4-(2)-54] 災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株））
- [資料 4-(2)-55] 指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（（福）千鳥福祉会）
- [資料 4-(2)-56] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（（株）アクティオ中国支店 松江営業所）
- [資料 4-(2)-57] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株））
- [資料 4-(2)-58] 災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社 西中国支店）
- [資料 4-(2)-64] 災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）
- [資料 4-(2)-65] 災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書（学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ）
- [資料 4-(2)-66] 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（（株）TAMAYA）
- [資料 4-(2)-66] 松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書（損害保険ジャパン（株）山陰支店）

3 災害救助法等の運用体制の整備.....【生活福祉課】

(1) 災害救助法等の運用への習熟

- 災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。
- 災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

4 複合災害体制の整備.....【防災危機管理課ほか関係各課】

- 災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

5 罹災証明書の発行体制の整備.....【固定資産税課、消防本部】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第8節 情報管理・広報体制の整備

災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。

1 国・県・防災関係機関等との通信施設の整備……【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) IP無線機

- 市内全域整備したIP無線機を災害時に十分活用するため、防災関係機関、支所、公民館、学校及び消防団等との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 市内の施設等における無線機の配備については、状況に応じ適宜対応する。

→ **資料編** [資料2-6]松江市IP無線機 端末・グループ一覧

(2) 県防災行政無線

県の防災行政無線を活用し、県から気象情報・災害情報等を受信するほか、県、県内各市町村及び防災関係機関との連絡体制を構築する。

(3) 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(4) 衛星通信ネットワークシステム

無線機能の補完と伝送路の二重化を図る目的で、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互間に整備されている衛星通信ネットワークシステムを活用した通信体制を構築する。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

国からの緊急情報を瞬時に受信できるJ-ALERTを活用し、防災行政無線（同報系）を自動起動して市民へ迅速に情報を伝達する。

(6) 災害情報共有システム（L-ALERT）

地方公共団体・ライフライン事業者から発信される災害関連情報等を集約し、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアに迅速に情報伝達を行うことで、市民へ迅速に情報を伝達する。

2 市民への広報手段の整備……【防災危機管理課、市民生活相談課、広報課、デジタル戦略課、各支所、消防本部】

(1) 防災行政無線（同報系）

- 市内全域に整備した防災行政無線（同報系）を、災害情報伝達の根幹手段として活用する。
- 集会所、社会福祉施設、障がい者宅等には、必要に応じて屋内戸別受信機を無償貸与する。

(2) 行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）

山陰ケーブルビジョン(株)が運営する行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）を活用し、屋内向けの情報伝達の充実を図る。

(3) 防災メール

防災メールの登録の普及拡大を図り、携帯電話を活用した文字情報による情報伝達の充実を図る。

(4) 公式 LINE

市公式 LINE を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(5) 緊急速報メール

緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(6) 防災情報 X (エックス)

防災情報 X (エックス) を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(7) Yahoo!防災速報

災害時等における情報発信の協定を締結しているヤフー(株)が提供する Yahoo!防災速報を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(8) ホームページ

市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。

(9) 自治会 F A X

町内会・自治会連合会長宅に設置されている FAX を活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。

(10) 広報車

市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。

(11) ケーブルテレビ放送事業者との連携

災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。

(12) 報道機関との連携

災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続について、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。

→ **資料編** [資料 4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書 ((株) エフエム山陰他)

3 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 . 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 関係機関との連携

県及び報道機関等と相互に協力し、地震・津波発生時における気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第 57 条）を締結し、その円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の利用

非常無線通信の利用（電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条）に備え、必要な体制を整備する。

4 防災センター（災害対策本部室）の運用..... 【防災危機管理課】

(1) 防災センターの位置づけ

防災センターは、災害情報の把握及び応急対策の意思決定を中心に、災害対応の中核として機能する施設であり、平素から活用方法の習熟に努める。

(2) 防災センターの機能

ア 災害対策本部機能

- 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。
- 災害対策本部事務局（機能班を含む）の活動拠点とする。
- 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。
- 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。

イ 情報収集機能

- 市民及び防災関係機関からの災害発生情報の受付拠点とする。
- 津波監視カメラ、総合防災情報システム及びテレビ報道等による現場映像及び報道内容を受信する。

→ 資料編 [資料 2-8-1]津波監視カメラ一覧表

ウ 情報伝達機能

市民及び防災関係機関への災害発生伝達の発信拠点とする。

5 情報共有システムの運用体制の整備.....【防災危機管理課、消防本部】

(1) 島根県総合防災情報システム

島根県総合防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、迅速な情報の把握やアラート、緊急速報メールを利用した効率的な情報発信が可能となっている。同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るとともに、松江市の人口及び世帯数、避難所に増減等の変更が生じた場合は随時更新を行い、災害時に円滑な運用できるよう備える。

(2) 松江市災害情報共有システム

松江市災害情報共有システムは、災害対応のために行う情報の収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針・対応措置の意思決定の支援を行うこと等を目的とするシステムである。従来システムの効率化を図るため、関係職員の操作訓練を定期的実施し操作の習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるよう備える。

6 多様な通信手段の確保.....【防災危機管理課、デジタル戦略課】

- 音声及び映像による通信の多重化・多様化を図るため、衛星携帯電話、津波監視カメラ、テレビ会議システム等の通信設備の整備に努める。
- 住民への広報手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Free-WiFi 等を活用した広報手段の充実に努める。
- 障がい者（視覚・聴覚）、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮した広報手段の整備及び広報内容の充実に努める。
- 在宅の避難者、応急仮設住宅として供用される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。
- 孤立予想集落に配備している衛星携帯電話を十分に活用するため、集落との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 地区災害対策本部、自主防災組織、消防団等を通じて、地域内の情報伝達が行われるよう、

防災訓練等を通じて、地域内の情報連絡体制の確認を行う。

- 子供や高齢者では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

7 災害用伝言サービス等の整備.....【防災危機管理課】

- 西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービス等の普及促進のための広報を実施する。
- 災害時において災害用伝言サービス等の運用が開始された場合における広報体制について、県及び西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。

8 被災・停電に備えた通信機器の運用.....【防災危機管理課、消防本部】

被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

9 津波監視、情報伝達体制の整備【防災危機管理課、各支所、デジタル戦略課、水産振興課、消防本部】

(1) 海面監視体制の確立

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報等が発表されるまでの間に津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」の発表があるまでは、漁業協同組合等の協力を得て、安全な地点において海面の監視を行う。
- 日本海及び中海の各沿岸部の主要箇所津波監視カメラを設置し、海面、湖面の常時監視を行う。津波監視カメラのリアルタイム映像は、本庁、支所及び関係機関等においても閲覧可能とするほか、状況に応じてケーブルテレビを通じて住民へ映像を提供する。

→ **資料編** [資料2-8]津波監視カメラ一覧表

(2) 情報伝達体制の確立

- 沿岸住民への津波警報等の災害情報伝達の根幹手段として防災行政無線（同報系）の整備を進めるとともに、行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）、防災メール、緊急速報メール、防災情報X（エックス）等、可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。
- 衛星携帯電話等、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器における非常用電源の整備に努めるとともに、通信設備の障害時に備えた自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。
- 住民に対しては、迅速な避難行動がとれるよう、あらかじめ避難経路、避難場所の周知を行う。
- 多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、観光客、海水浴客、釣り客等のレジャー客及び水産事業者・港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。
- 日本海への出漁者に対しては、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。
- 夏場に多くの海水浴客が訪れる海水浴場において、防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局等の整備に努める。
- 津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第9節 避難体制の整備

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め災害時において住民等が安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

特に津波災害時には、沿岸部を中心に避難を要する地域が数多く発生するため、あらかじめ「松江市津波避難計画」及び「地区津波避難計画」を定め、津波発生時に住民等が迅速・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

また、避難指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準についてとりまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。

ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

1 避難体制の整備…【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】

(1) 避難計画の策定

ア 市の避難計画

次の事項に留意の上、避難計画を作成し、町内会・自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

- (ア) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める避難指示等の発令基準及び伝達方法
- (イ) ハザードマップによる災害危険箇所等
- (ウ) 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (エ) 避難先への経路及び誘導方法
- (オ) 避難所開設に伴う被災者救済措置に関する事項 ----- 県と協議
 - 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
 - 負傷者に対する応急救護
- (カ) 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項 ----- 施設管理者と協議
 - 避難所の秩序保持
 - 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知
 - 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項
 - 避難者に対する各種相談業務
 - 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- (キ) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - 平常時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施）
 - 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報）
- (ケ) 避難行動要支援者の避難支援に関する事項
 - 避難指示等の伝達方法
 - 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項
 - 避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割
 - 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法

イ 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンター及び地下街等の都

市施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。
避難計画作成に当たっての留意事項は次のとおり。

病 院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

ウ 学校等の防災計画等

所管する学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。避難計画作成に当たっての留意事項は次のとおり。なお、私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。また、小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難誘導を行うため、幼稚園、保育所等についても、具体的な避難計画を作成するよう指導する。

臨時休校・下校措置等に備えた体制整備	- 家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所等の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える。 - 臨時休校・下校措置の決定にあたり、教育委員会と併せて隣接の学校との連絡のとり方を明確にしておく。 - 臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。 - 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。
学校周辺の危険箇所の把握	土砂崩れ等が発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、地震発生の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。
多数の児童等を学校から避難させる方法	- 避難先、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。 - 児童等が自らの判断で一次避難ができるよう防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等に留意する。 - 沿岸部の学校においては、津波災害の対応策についても記載する。

エ 保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。

オ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

カ 松江市津波避難計画

津波対策の推進に関する法律及び島根県津波避難計画策定指針に基づき、本市及び地域住民の役割や留意すべき基本的事項を定めた「松江市津波避難計画」を策定する。計画で定める主な事項は次のとおり。

- (7) 津波浸水想定
- (イ) 避難指示等の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアルと同一）
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難困難地域
- (オ) 避難先、避難経路（具体的には地区津波避難計画において定める）
- (カ) 避難方法
- (キ) 市の初動体制
- (ク) 住民広報
- (ケ) 避難行動要支援者、観光客等の避難対策
- (コ) 住民の避難意識の啓発

キ 地区津波避難計画

松江市津波避難計画に基づき、津波発生の際に避難対象地域として定めている 40 地区において、住民参加によるワークショップを開催しながら、地区ごとの津波避難計画を策定する。対象地区については次のとおり。

	地区津波避難計画策定地区（40 地区）
旧 市 （ 1 地区）	六坊・芦尾
鹿 島 町 （ 7 地区）	古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域（佐太及び講武の名分区）
島 根 町 （ 9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井
美 保 関 町 （22 地区）	笠浦、千酌、北浦、稻積、菅浦、片江、笹子、惣津、七類、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原
八 束 町 （ 1 地区）	全域

(2) 避難誘導体制の整備

ア 避難計画の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所等への移動が危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

イ 避難指示等の実施要領の明確化

- 避難指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、明確な実施基準・要領を定める。
- 既に避難した者に対し適切な情報提供を行い、避難指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

ウ 避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、以下の点に留意し誘導体制を整備する。

- 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- 要配慮者の優先避難
- 災害の種類、危険地域を考慮した避難経路の指定と周知徹底
- 状況に応じて、車両による移送等の検討
- 大規模災害時を想定した、他の市町村との応援協定の締結等による広域避難の具体的な方法・手順の検討

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険

を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても留意する。

エ 自主避難体制の整備

強い地震や津波注意報、津波警報及び大津波警報等の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

オ 避難指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

→ **資料編** [資料 2-17-1]社会福祉施設等一覧表

キ 自宅療養者等に対する避難誘導体制の構築

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前から、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

(3) 避難対策に関する取り組み

ア 津波ハザードマップ

県の津波浸水想定に基づき、津波による浸水が予想される区域等を記した「津波ハザードマップ」を作成し、住民等への周知を図る。

イ 海拔表示看板

津波発生時に迅速な避難の目安となるよう、津波による浸水が予想される地区内の電柱等に「海拔表示看板」の設置を進める。

(4) 避難の受入れ及び情報提供活動

平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握し、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みを構築する。

2 避難所等の選定、確保及び周知 【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、

健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

(1) 指定避難所・福祉避難所

ア 指定避難所の確保

- 災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた市民や、被害を受けるおそれのある市民等が滞

在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、津波災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について、必要な数、施設等を指定し、市民へ周知する。なお、指定を取り消した場合についても同様に、市民に周知する。

- 指定した指定避難所については、県へ報告する。なお、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。
- 「安全性が確認され^{*1}、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる^{*2}、市が指定・運営する施設であること」を、指定避難所の施設基準とする。

*1 次の事項が確認されていることをいう。

- ① 地震災害時の避難所としては耐震性が確認されていること
- ② 洪水時の避難所として、浸水想定区域内の施設であっても、浸水しない避難スペースがある施設であること
- ③ 土砂災害特別警戒区域に入っていない棟であること
- ④ 土砂災害警戒区域内にある棟であっても、敷地内に安全な避難経路があり、かつ、堅ろうな建物であること

*2 市において、原則として下記の対応が可能であることをいう。

- ① 避難所の開設管理
- ② 負傷者や救急患者への救援活動
- ③ 避難者確認及び名簿の整理
- ④ 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- ⑤ 避難所自治組織の運営指導
- ⑥ 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
- ⑦ 施設管理者との調整
- ⑧ 安否確認への対応
- ⑨ その他避難者の日常生活（トイレ・風呂の設置等）の安定を図るための支援活動
- ⑩ ボランティアの受け入れ

- 指定避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

イ 福祉避難所の確保

- 指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、受け入れ対象者の特定及び運用の方法とともに市民へ周知する。
- 福祉避難所は、施設のバリアフリー整備状況（多目的トイレの整備等）を勘案して選定する。
- 福祉避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。
- 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 指定避難所設備の充実

給食施設、冷暖房設備、ガス設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ、Wi-Fi、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備を推進する。

(2) 一時避難所の確保

- 大規模災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合において、住民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設を一時避難所として確保する。
- 一時避難所は、町内会・自治会等の組織や地域住民において定め、運営は町内会・自治会、自主防災組織等地域で行うことを基本とする。
- 一時避難所は、一時的な安全確保を目的としているため、避難日数は概ね2～3日を限度とする。
- 避難生活における支援が必要な場合は、町内会・自治会、自主防災組織の要請により市が行う。

(3) 備蓄等の推進

- 住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、市においても必要な物資等の備蓄を行う。
- 避難の長期化に備え、物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

→ **資料編** [資料 2-16] 地区別避難施設一覧表

(4) 指定緊急避難場所及び一時避難場所

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所として指定されている小中学校等や公園等の屋外空間を災害発生直後の緊急時

の一時的な避難場所とする。ただし、状況によっては屋内施設を利用する。

イ 一時避難場所

災害発生時において一時的に避難又は集合する場所で町内会・自治会等の組織や地域住民において定める。

(5) 避難路の選定と確保

地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。避難路の選定について以下のことに留意する。

- 避難路は、原則として概ね8m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路は、橋梁やトンネル等を含めた道路施設自体の安全性を十分に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- 避難路は、洪水や高潮等による浸水や崖崩れなどの土砂災害等を考慮するとともに、道路沿いに火災や爆発等の危険性の高い工場施設などが無いものとする。
- 避難路は、予め複数の経路を想定しておく。
- 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(6) 避難先の住民への周知

避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」※や外国語による多言語表記に努める。

- 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット
- 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置
- 防災訓練の実施

(7) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難先等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む）に配慮し、「やさしい日本語」※や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

※やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

(8) 避難所となる施設の管理者との事前協議

- 避難施設として指定する施設の管理者との間で、使用方法、連絡体制について事前に協議を行う。
- 指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

(9) 避難場所の選定と確保

津波発生時の一時的な避難場所として、地域住民と協議しながら高台の広場や空き地等を選定する。

3 避難所の管理運営体制の整備…【防災危機管理課、農政課、市民活動センター、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

(1) 避難所運営マニュアルの整備

- 指定避難所の管理運営体制を明確にするために、避難所運営マニュアルについて、状況に応じ、見直しを行い、施設管理者等の関係者へ周知を図る。
- 福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルを作成し、施設管理者等の関係者へ周知を図る。

(2) 避難所担当職員の配置

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講じるため、担当課は適切に職員の配置を行う。

(3) 避難所運営の知識の収集・普及

平常時において、施設管理者のほか住民、町内会・自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換等に努める。

(4) 感染症への対策

- 感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。
- 平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。
- 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。

4 応急仮設住宅等の確保 【防災危機管理課、スポーツ課、公共建築課、農政課、住宅政策課、建築審査課、公園緑地課、学校管理課】

- 企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。
- 災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備する。
- 災害時の民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 応急仮設住宅の建設候補地は以下のとおりとする。

楽山野球場	美保関総合運動公園多目的運動場
県立プール跡地	旧野波小学校グラウンド
松江第三中学校第2グラウンド	穴道総合公園多目的広場
旧中島小学校グラウンド	玉湯野球場
旧長江小学校グラウンド	東出雲中央公園多目的グラウンド
八雲山村広場	八束総合運動場
鹿島総合体育館	

第10節 火災予防

地震による被害のうち、火災は、発生時の気象条件・時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

1 出火防止.....【消防本部、上下水道局】

(1) 住民等による出火防止措置

- 地震時の出火要因として最も大きい、ガスコンロや灯油ストーブ等一般火気器具への耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等、出火防止措置に関する防災教育を徹底する。
- 電熱器具、電気器具及び屋内外配線を出火原因とする火災に備え、過熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発を図る。
- 電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

市長は、消防法第22条の規定により県から通報を受けた時、又は地域的气象状況が火災の予防上危険であると自ら判断した場合には、火災警報の発令を行う。火災警報発令時における消防機関の警戒措置体制は、次のとおりとする。

ア 組織体制

消防本部において、警戒のための組織体制を定める。

イ 警戒区域の分掌

消防本部及び消防団の警戒区域の分担と責任者は次のとおり。

	警戒区域	責任者
消 防 本 部	市内全域	消防長
消 防 団	各分団の管轄区域	所属分団長

ウ 警戒出動のための要員及び伝達方法

- 警戒のための出動要員は、消防本部において定める組織体制によるものとし、消防長の出動命令により出動する。
- 消防本部は、火災警報が発令された場合、次の方法により関係機関及び住民への伝達を行う。

通信及び放送施設によるもの	一般加入電話その他の放送施設
消 防 信 号 に よ る も の (1 又は 2 の方法による)	1 打鐘信号 (1 点と 4 点との斑打) 2 余いん防止付きサイレン信号 (30 秒吹鳴 6 秒休間)
そ の 他 の 方 法 に よ る も の	広報車、掲示板、吹き流し又は旗

エ 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制

火災警報の発令中においては、松江市火災予防条例第29条のとおり、火気使用を次のとおり制限する。

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 煙火を消費しないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において、喫煙をしないこと。
- 残火 (たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

- 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

オ 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機

火災警報が発令になった場合、各用水路の管理者は、管理する水門の操作担当者を待機させる。

(3) 特殊防火対象物の警戒

火災警報が発令された場合、消防法第 8 条に規定する学校、工場、事務所、興行場等の特殊防火対象物の防火管理者は、直ちに消防用設備、防火設備、火気使用設備、電気設備及びその他の防火、消防等の設備について検査、点検を行い、又は火気の使用を制限する等それぞれの防火管理規程に基づき、自主警戒にあたる。

2 初期消火力の向上……………【消防本部、防災危機管理課】

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力の差があるため、地域、事業所における自主防災体制を整備強化し、防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3 消防力の強化……………【消防本部】

(1) 消防用資機材等の整備

- 耐震性貯水槽（防火水槽）及び消防水利について、旧町村部等の未整備地区への整備を推進する。
- 化学消防車、はしご付消防自動車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫等の諸施設消防用資機材の整備を計画的に推進する。なお、消防本部における消防ポンプ自動車等の現有数は、次のとおり。

資料：消防本部（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種別	普通自動車 消防ポンプ	水槽付自動車 消防ポンプ	梯子付自動車 消防ポンプ	化学消防自動車 (泡消火型)	指揮車	救助工作車	自動二輪車	小型水槽 ポンプ付	支援車	小型救助車	重機搬送車
台数	9	4	2	2	3	2	2	1	1	1	1

(2) 消防体制

- 土砂災害、建物・橋梁の損壊・流失や道路陥没等による通行支障、消火栓の支障、電話の断線・輻輳による 119 番通報の支障等、消防活動の妨げとなる事象を考慮した消防体制を確立する。
- 緊急消防援助隊を中心に、応援及び受け入れを円滑に行うために必要な準備と訓練を実施する。
- 地震災害による被害の規模が拡大した場合における他地域からの応援隊との間で、指揮命令系統、情報伝達方法を早期に確立するため、消防・救急相互応援協定の締結を推進する。

→ 資料編 [資料 4-(3)-2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

第11節 救急・救助体制の整備

家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 救急・救助体制の整備……………【消防本部、防災危機管理課】

(1) 市及び関係機関等による救急、救助体制の整備

- 常備消防を主体とし、救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努める。
- 家屋の倒壊や土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。
- 孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておく。
- 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、島根県広域災害医療情報システムの定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- 民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。
- 必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。
- 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 住民、避難支援等関係者、自主防災組織等の救急、救助への協力

住民、避難支援等関係者、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動等を支援する。

(3) 消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分検討し、防災訓練等において相互の連携を図る。

2 救急・救助用資機材等の整備……………【消防本部、防災危機管理課】

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

ア 車両

救急車、救助工作車の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

（令和6年4月1日現在）

種別	救急自動車	救助工作車
台数	14	2

イ 救急資機材

次に示す資機材等の整備を推進する。

- 高度救急資機材
- 非常用救急資機材

- 消防隊用救護資機材
- トリアージ・タッグ*

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消 防 本 部	● 高度救助用資機材 (ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器、電磁波探査装置、建物崩壊・土砂監視センサー) ● 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター) ● 消防隊員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等)
消 防 団	● 消防団員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等) ● 担架 (毛布を含む) ● 救急カバン
自 主 防 災 組 織	● 担架 (毛布を含む) ● 救急カバン ● 簡易救助器具等 (バール、鋸、ハンマー、スコップ等) ● 防災資機材倉庫等

このほか、地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

(令和6年4月1日現在)

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	1式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049
画像探索機Ⅱ型	1式	サーチカム 3000
地中音響探索機	1式	デルサーLD3
熱画像直視装置	3台	F L I R S y s t e m s 社 K55×2、K2×1
夜間用暗視装置	1式	MUB-5001
地震警報器	1式	櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B型
電磁波探査装置	1式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3
建物崩壊・土砂監視センサー	1式	Leader Sentry MIHARI Wireless

第12節 医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）」及び「島根県D P A T実施要領」による。

1 情報収集管理体制の整備 【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) 通信手段の整備

情報通信管理については、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより、災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

2 医療救護体制の整備 【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) ニーズに対応した医療体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
- 松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。

3 防災訓練 【防災危機管理課、保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

4 防疫・保健衛生体制の整備 【人事課、保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】

(1) 防疫班の編成と防疫・保健衛生活動要領の習熟

- 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。
- 防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 食品衛生、監視体制の整備

震災時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

(3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5 動物愛護管理体制の整備 【健康福祉総務課、保健衛生課、リサイクル都市推進課】

(1) 飼い主への普及啓発

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。

(2) 避難所での受入れ

指定避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第13節 交通確保・規制、輸送体制の整備

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

1 交通確保・規制体制の整備.....【道路課、水産振興課】

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおり。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	知事	指定区間を除く国道・県道	
	市長	市道	
	西日本高速道路(株)	同社の管理道路	
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第76条) 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長		(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制
海上保安機関	港長 海上保安本部長 海上保安官		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、必要があると認められるとき

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区分	整備方針
道路管理者	- 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。 - 警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。 - 災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。

公安委員会 警察機関	● 地震発生時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 ● 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ● 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 ● 震災時の混乱期において、規制要員となる警察官が不足する場合に備え、協定等に基づく警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）協定との連携を日頃から図っておく。 ● 規制用サインカーや規制用標識灯の装備資機材の整備に努める ● 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。
港湾管理者及び 海上保安機関	通行の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 輸送体制の整備方針.....【資産経営課、建設総務課、道路課、交通政策課、交通局】

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定【水産振興課、建設総務課、道路課、交通政策課】

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の輸送手段を確保しておく。

自動車	● 災害応急対策実施機関所有の車両 ● 公共団体等の車両 ● 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両 ● その他の民間の車両 ● 石油燃料の輸送車両等		
船舶等	● 県有船舶 ● 漁船	● 海上保安本部所属の船舶 ● 自衛隊所属の船舶	● 民間船舶

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図る。

(3) 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性に鑑み、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 緊急輸送道路障害物除去体制の整備……………【建設総務課、道路課、防災危機管理課】

- 災害時に道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、あらかじめ定めておく。
- 災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路障害物除去の作業を実施できるよう、マニュアルを作成する等、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。
- 平素から装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。
- 陸上自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受け入れ体制の整備に努める。

5 緊急輸送のための港湾維持管理体制及び障害物除去体制の整備【水産振興課、防災危機管理課】

- 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。
- 災害時に港湾及び臨港道路の障害物除去作業が効率的に実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。
- 平素から装備・資機材を整備し、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるように、関係機関・団体との協力協定の締結を行うなど協力関係の強化を図る。
- 自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第 1 4 節 防災施設・装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に機能するよう、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

1 広域防災拠点の活用

本市では、県東部消防学校隣接地（乃木福富町）において、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資・資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点が整備されている。

2 災害用臨時ヘリポートの提供.....【防災危機管理課、消防本部】

(1) 臨時ヘリポートの選定及び管理

- 県と協議の上、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。
- 臨時ヘリポートの管理に当たっては、平素から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状把握に努め、常に使用できるよう配慮する。

→ **資料編** [資料 2-19]臨時ヘリポート一覧表

(2) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付の上報告する。なお、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア 臨時ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物等の状況
- カ 離着陸可能な機種

3 防災装備等の整備.....【防災危機管理課、消防本部】

(1) 各種防災装備等の整備・点検

- 県及び関係機関と協力し、ヘリコプター、特殊車両その他の防災用装備等の整備を推進する。
- 保有防災装備等については、定期的に点検を実施し、その結果を常に記録しておくとともに、損傷等が発見されたときは、速やかに補充・修理等を行う。

(2) 資機材等の調達

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

震災時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

- 備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、第1章第4節「地震被害想定」における被害想定を前提とする。
- 被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。
- 平時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況や輸送手段の確認、応援協定を締結した事業者等との連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努める。

(2) 発生時の人口分布と対策

- 公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い中心市街地の事業所における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮し設定する。
- 災害により輸送経路が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考慮する。

(3) 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で備蓄品目を選定する（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目を選定する。

(5) 備蓄物資の分散と集中

広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。

→ **資料編** [資料 2-20] 防災備蓄物資一覧表

(6) 孤立予想地区における備蓄

- 孤立予想地区においては、生活物資等の備蓄が必要であるため、住民との協働により、孤立予想地区の避難所等において人口規模に応じた優先備蓄を行う。
- 孤立予想地区においては、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯における備蓄強化に努める。

2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

● 乾パン	● アルファ化米	● 即席粥
● 缶詰	● 乳児食（粉ミルク）	● 離乳食

なお、避難初期においては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要のものが望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、併せて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は粉ミルクとし、ほ乳ビンも併せて確保・調達する。

ウ 食料の備蓄、給与の実施者

市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

エ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

- 被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等について備蓄計画を策定し、適切な食料及び資機材の備蓄を推進する。
- 応援協定の締結先と、調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等*1については概ね3日分、災害救助従事者については概ね2日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市、市民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

※ ここでいう市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。

(注)

*1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

- 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の食料等を備蓄する。
- 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。

→ **資料編** [資料 2-20] 防災備蓄物資一覧表

(3) 食料及び給食用資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
 [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）
 [資料 4-(2)-51] 災害救助物資の調達に関する協定（（株）ジュンテンドー）

(4) 食料及び給食用資機材の集積地の選定

食料及び給食用資機材等の集積地を定めた場合は、所在地、経路等を速やかに知事に報告する。

3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

- | | | |
|-------|----------|--------|
| ● 飲料水 | ● 給水用資器材 | ● 生活用水 |
|-------|----------|--------|

ウ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定し、適切な飲料水及び資器材の備蓄を推進する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等については概ね3日分、災害救助従事者については概ね2日分に相当する量を目標に飲料水の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。
- 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。
- 災害時に応急給水の円滑化を図るため、市内30配水池に給水専用給水所を整備。貯水量概ね6,000m³以上の大規模4施設には、市民自家用車利用給水所を整備する。
- 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。
- 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の飲料水等を備蓄する。

(3) 生活用水の確保

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

イ 井戸の活用

- 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸としての活用推進を図る。
- 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

オ 工業用水の活用

県企業局が管理する消火栓設備からの用水を、災害時の生活用水として使用するよう申請する。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

- | | | |
|--|---------------------|------|
| ● 寝具（毛布・災害用マット） | ● 外衣 | ● 肌着 |
| ● 身回り品 | ● 炊事用具 | ● 食器 |
| ● 日用品（懐中電灯（電池を含む）、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー） | | |
| ● 燃料、光熱材料 | ● 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ | |

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 情報機器 ● 紙おむつ(子ども・大人用) ● 小型エンジン発電機 ● カセットコンロ、カートリッジボンベ | <ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者向け用品 ● マスク | <ul style="list-style-type: none"> ● 女性用衛生用品 ● 作業着 ● 土のう袋 ● ブルーシート |
|---|---|--|

ウ 民間事業者等への協力の要請

昼間人口の多い中心市街地等において、事業所在勤者を対象とした燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

エ 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法等について整備する。また、応援協定を締結している関係団体と調達計画について協議する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県、市は全体で、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね2日分に相当する量を備蓄目標としており、備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮の上決定する。市民は、最低3日分、推奨1週間分の燃料等生活必需品を備蓄する。

(3) 燃料等生活必需品の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）
 [資料4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
 [資料4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）

5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

(1) 基本的事項

ア 目的

避難所において、短期避難所生活者の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする。

イ 品目

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 ● バール、ジャッキ、のこぎり ● ハンドマイク ● 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池 ● 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等） ● 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材 ● 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発電器、投光器、小型水中ポンプ ● テント、防水シート ● 仮設トイレ（簡易トイレ） |
|---|--|

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

- 被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、被災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等を考慮の上決定する。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を図る。

- 地域における物資や資機材の備蓄等の防災活動に対する支援を図る。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
 [資料 4-(2)-9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
 [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）
 [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
 [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）

6 感染症防止対策物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備 【防災危機管理課】

(1) 基本的事項

ア 目的

避難所における感染症拡大防止を目的とする。

イ 品目

● アルコール消毒液	● ハンドソープ	● マスク	● フェイスシールド
● ペーパータオル	● 手袋	● ガウン	● 次亜塩素酸ナトリウム

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター）
 [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）

第 16 節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の浸水、流出、倒壊や焼失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備……………【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、建設総務課、河川課、上下水道局】

(1) 対象

可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材などの災害によって発生する災害廃棄物及び避難所ごみ・し尿などの被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施することを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) 廃棄物処理要領についての習熟と体制の整備

地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、職員への教育訓練、研修を通じて習熟度を高めるとともに必要な体制を整備する。

(4) 維持管理対策

- 地震及び水害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。また、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策などをあらかじめ検討しておく。
- また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(5) 災害廃棄物の仮置場の選定

仮置場の選定は、以下の項目について検討し、条件の良い項目が多い場所を優先して選定する。

- ①公園、グラウンド、地域センター、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）であること
- ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地
- ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

(6) 広域処理体制の確立

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

(7) 廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、環境省が示す災害廃棄物発生量の発生原単位及び推計式を用いて災害廃棄物の発生量の推計を行う。

本市の想定地震である鳥取県沖合（F55）断層地震における災害廃棄物の発生量は次のとおり。

鳥取県沖合（F55）断層の地震による災害廃棄物の廃棄物種類別発生量（t）

廃棄物種類	揺れ・液状化	急傾斜	木造	非木造	津波	合計
可燃物	121,129.0	1,955.7	57.5	83.9	1,235.4	124,461.5
不燃物	121,129.0	1,955.7	37,369.3	16,780.1	1,235.4	178,469.5
コンクリートがら	349,928.4	5,649.9	17,822.3	63,764.3	3,568.8	440,733.7
金属	44,414.0	717.1	2,299.7	3,356.0	453.0	51,239.8
柱角材	36,338.70	586.7	0	0	370.6	37,296.00
合計	672,939.1	10,865.1	57,548.8	83,984.3	6,863.2	832,200.5

2 し尿処理体制の整備.....【環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) 対象

地震災害時に発生したし尿とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿処理を迅速に行うため、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(4) 災害用仮設トイレの整備等

- あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。
- 災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

(5) し尿処理排出量の推計

平時において、被災者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレ（簡易トイレを含む）の必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じておく。

鳥取県沖合（F55）断層による地震により必要となる仮設トイレ及びし尿収集量は次のとおり。

仮設トイレ数・し尿収集必要量試算結果

項目	単位	発災後		項目	単位	発災後	
		1日後	1ヶ月後			1日後	1ヶ月後
総人口※1	人	199,635		1人1日平均排出量	L/人・日	1.7	
水洗化人口※1	人	193,808		断水による仮設トイレ必要人数	人	48,972	49,926
上水道支障率※2	%	63%	58%	仮設トイレ必要人数	人	88,465	72,227
汲取人口※1	人	5,827		災害時におけるし尿収集必要人数	人	93,140	77,403
仮設トイレ容量	L	400		し尿収集計画	3日に1回の収集		
避難者数※2	人	39,493	22,301	仮設トイレ必要基数	基	1,128	921
非水洗化区域し尿収集人口	人	4,674	5,176	し尿収集必要量	L/日	158,337	131,585

※1：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※2：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

3 応援協力体制の整備.....【防災危機管理課、環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、道路課】

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

道路上の災害廃棄物等を撤去するため、自衛隊や警察、消防と情報共有し、スムーズな連携を図る。

(2) 県、国との連携

市が被災した場合、速やかに処理体制を構築するため、県に対し災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請する。

また、支援する側に立った体制についても検討する必要があるため、その準備を行う。

(3) 県市町村等との連携

隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行う。また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。

→ **資料編**

[資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）

[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）

[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）

[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）

[資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）

4 災害廃棄物処理計画の見直し.....【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

国等から示される計画・データや訓練等の検証に基づき、本計画の見直し・改善を定期的に行う。
本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他 2 施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

第17節 消防団及び自主防災体制の整備

大規模地震災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

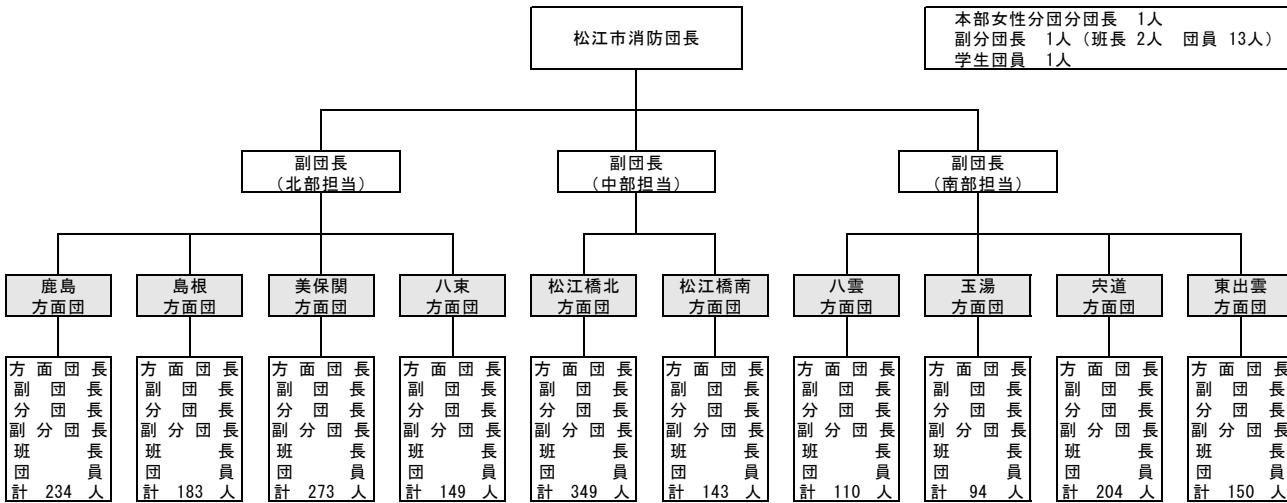
1 消防団の育成強化.....【消防本部、各支所】

(1) 消防団の現状と組織状況

- 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。
- 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
 - 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
 - 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。
- 本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（令和6年10月1日現在）



資料：消防本部（令和6年10月1日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	13	104	17

(2) 市が行う重点実施項目

- 今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。
- ア 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
 - イ 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
 - ウ 公務員、特殊法人等の公務員に準ずる職員の入団促進を図る。
 - エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。
 - オ 大学生及びOB消防団員等の入団促進を図る。
 - カ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る。
 - キ 農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。

2 自主防災組織等の育成強化.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

- ア 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。
その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
- イ リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。
- ウ 自主防災活動の必要性や組織の結成方法及び結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成し、組織の活性化を図る。
- エ 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。
- オ 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
- カ 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
- キ 消防団と自主防災組織との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ **資料編** [資料 3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

(2) 自主防災組織の編成に当たっての留意事項

- 町内会・自治会等に防災部を設置している場合等、既に自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- 町内会・自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取りあげることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- 町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織の活動内容

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1 防災に関する知識の普及	1 地域住民の安否確認
2 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築	2 地域の要配慮者への支援
3 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（崖崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知	3 出火防止及び初期消火
4 地域防災マップの作成	4 負傷者の救出・救護
5 防災上の予防措置	5 情報の伝達収集
6 情報収集・伝達体制の構築及び確認	6 避難誘導、避難生活の指導
7 防災資機材等の備蓄・点検等	7 避難所等における給食・給水活動
8 防災訓練等の実施・参加	8 その他災害時対応に関すること
9 コミュニティ誌等による情報の共有化	
10 その他地域防災の充実に関すること	

(4) 地区防災計画

- 地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。
- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3 地域における防災体制の強化.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合、地域において「自助・共助」の助け合いの精神に基づき設置される地区災害対策本部に対し、地域の要請により公民館参集職員*の派遣等の支援を実施するなど、地域の防災体制との連携強化を図る。

*公民館参集職員：地区災害対策本部と市災害対策本部との情報連絡体制を強化し、各地区の災害対応を迅速、的確に行うことを目的として配置する職員で、地区内在住職員又はそれに準じる職員とする。

4 事業所等の防災組織の育成強化.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

- 消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。
- 上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(2) 事業所等における重点実施項目

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所等に対し、その社会的責任を果たすため、次に示す対策に重点的に取り組むよう指導する。

事業活動の継続	● 社屋（施設）内外の安全化 ● 防災計画や非常用活動マニュアルの整備 ● リスクマネジメントの実施 ● 損害保険等への加入や融資枠の確保 ● 従業員の防災意識の高揚
従業員、顧客の安全確保	防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄
地域社会における安全確保	● 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立 ● 帰宅困難者に対する一時滞在施設としての提供

5 水防協力団体の育成強化.....【防災危機管理課】

水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、町内会・自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第 18 節 災害ボランティア活動環境の整備

日本赤十字社島根県支部、松江市社会福祉協議会、災害支援に関わる NPO 等の関係機関及び県と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティア*の受付、登録、派遣調整等、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

*災害ボランティア：本計画では、「災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人」を指す。

1 災害ボランティアに関する細部計画の策定

本市においては、「松江市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」（令和 4 年 4 月）に基づき、効果的なボランティア活動が可能な環境整備について具体的に定めているが、ボランティア活動についての関心の高まり等を考慮し、これらの細部計画について見直しを積極的に行う。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動は、専門知識・技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの二つに区分される。また、この他に、一般・専門ボランティアが活動しやすいよう関係機関との調整等を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。それぞれの活動内容は次のとおり。

専門ボランティア	1 救助・救急 2 医療 3 高齢者、障がい者等の介護 4 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者による農村災害ボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等） 5 輸送（船舶、特殊車両等の操縦・運転） 6 通訳（外国語、手話、意思疎通の補助） 7 アマチュア無線
一般ボランティア	1 避難生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給等） 2 避難所の運営への協力 3 安否情報、生活情報の収集・伝達 4 清掃等の衛生管理
ボランティア コーディネーター	1 ボランティアと要配慮者の連絡・調整 2 ボランティア活動に関する助言・相談 3 ボランティアの発掘、登録、あっせん等

3 災害ボランティアとの連携体制の整備……………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と協力し、災害ボランティアとの連携体制を整備する。連携体制を構築するに当たっての留意事項は次のとおり。

(1) 専門ボランティア

- 応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

- 災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

(2) 一般ボランティア

ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録、防災ボランティアネットワークの結成等、体制の整備に努める。

4 災害ボランティアの育成……………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、女子高、生涯学習課】

- 県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。
- 市内の高等学校及び大学等の教育機関において、災害ボランティア活動に係る学修の単位認定を導入する等により、若年層における災害ボランティアの育成に努める。
- 市内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を推進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

5 災害ボランティアの普及・啓発……………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、学校教育課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、次のとおり、災害ボランティアの普及・啓発に努める。

- 分野ごとのボランティア受け入れマニュアルを作成する。
- 細部計画の円滑な運用について、市社会福祉協議会等の関係機関との調整を図るとともに、被災状況をはじめとする情報伝達体制等、活動環境の整備に努める。

第 19 節 防災教育

市民に対し、「自らの命は自分で守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動など、市民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、自助・共助による防災対策の重要性についての普及啓発、防災教育の推進に努める。

1 職員に対する防災教育.....【防災危機管理課、人事課】

市職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 地震、津波についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務、当事者意識等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等） 8 情報共有システムの操作方法

2 市民に対する防災教育.....【防災危機管理課、消防本部、各支所ほか関係各課】

災害時にとるべき行動のほか、最低 3 日分、推奨 1 週間の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策等について教育を行う。

また、孤立時の対応及び安否情報の発信等について、印刷物の作成等により啓発を行う。

(1) 普及の方法

市民に対する防災教育の方法は次のとおり。

出前講座	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 DVD 等の貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

(2) 周知内容

防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。

- 1 市内の防災対策
- 2 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- 3 地震災害に対する平素の心得
 - 周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害危険等）の把握
 - 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
 - 家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
 - 応急救護等の習得
 - 防災用語の意味（避難情報等）
 - 避難の方法（避難路、避難先の確認）
 - 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間程度）
 - 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、消毒液、マスク、体温計のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
 - 火災の予防
 - 自主防災組織の結成
 - 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
 - ボランティア活動への参加
 - 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養の準備等
 - ライフライン途絶時の対策
 - 自動車へのこまめな満タン給油
- 4 地震発生時の心得
 - 緊急地震速報を見聞きした時にとるべき行動
 - 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - 出火防止と初期消火
 - 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - 救護活動
 - テレビ・ラジオ、防災行政無線（同報系）、防災メール等による情報の収集
 - 避難実施時に必要な措置
 - 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動
 - 自主防災組織の活動
 - 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
 - 住民による主体的な避難所の運営管理に必要な知識等
 - 家屋が被災した際に、片付けや修理を行う前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動
 - 避難所等においての「暴力は許されない」意識の徹底
- 5 津波災害に関する一般的知識と過去の災害事例
 - 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報、津波警報、津波注意報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識。
 - 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
 - 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。
 - 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うものとする。
 - 県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた県警主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。
- 6 津波災害に対する平素の心得
- 周辺地域における津波災害の危険性の把握
 - 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
 - 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
 - 避難の方法（避難路、避難先の確認）
 - 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間程度）
 - 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
 - 自主防災組織の結成
 - 要配慮者及び避難行動要支援者への配慮
 - ボランティア活動への参加
 - 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養の準備等
 - ライフライン途絶時の対策
- 7 津波災害発生時の心得
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
 - 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。
 - 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。
 - テレビ・ラジオ、防災行政無線（同報系）、防災メール等による情報の収集
 - 避難実施時に必要な措置
 - 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）において、津波警報等発表時や避難指示等の発令時取るべき行動、避難場所や避難所での行動
 - 自主防災組織の活動
 - 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
 - 住民による主体的な避難所の運営管理に必要な知識等
 - 家屋が被災した際に、片付けや修理を行う前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動
 - 避難所等においての「暴力は許されない」意識の徹底
- 8 地震保険の活用（火災保険では地震・津波等による被害は補償されない）

船舶に対する周知内容

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- 2 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- 3 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外に退避する。
- 4 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

港の利用者等に対する周知内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

3 学校における防災教育.....【学校教育課】

(1) 各教科・特別活動等の学習時間における防災教育

- 体育（保健体育）科、理科、社会（地理歴史・公民）科、生活科、家庭科等の関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制等、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、主体的に行動する態度を育成する。
- 理科や社会科の学習を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育を行う。
- 特別活動を中心に、課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
- 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやり等の心や態度を育てるため、特別の教科道徳の指導との密接な関連を図る。
- 総合的な学習（探究）の時間において、防災に関する課題を設定し取り組む。
- 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
- 支援者となり安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、ボランティア活動の大切さについて理解を深めさせ、積極的に参加できるような取り組みを推進する。

(2) 学校行事としての防災教育

- 避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮し作成する。
- 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。
- 休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練を実施し、教職員がその場にいないとしても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。
- 避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等活性化の工夫をし、継続して行う。
- 防災専門家や災害体験者の講演会、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育を実施する。
- 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 教職員に対する防災研修

- 災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、災害時の児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- 指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育.....【防災危機管理課、消防本部】

- 防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。
- 防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5 事業所における防災の推進等.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

- 事業所の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、従業員教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。
- 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を推進するとともに、可能なところから防災体制の整備に努めるよう、必要な支援を行う。
- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則や安否の確認手段について平時から啓発を行うとともに、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す等、帰宅困難者対策を推進する。
- 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めることについて、周知を図る。

6 災害教訓の伝承.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

- 過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、市民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、市民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。
- 過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

第20節 防災訓練

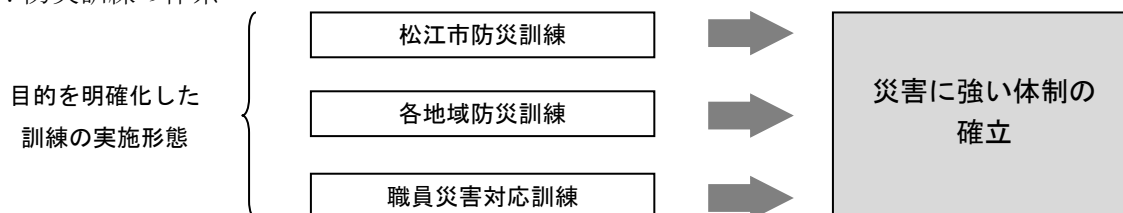
地震災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となつて行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となつて行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

1 防災訓練の目的及び実施主体.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

本市において実施する防災訓練の目的及び実施主体は次のとおり。

図：防災訓練の体系



(1) 松江市防災訓練

目的	＜住民参加型訓練＞ 過去の災害教訓として、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」共助の精神が災害に強いまちをつくることから、住民が主体的かつ行政と協働できる地区（支所）災害対策本部を中心とした防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図る。
実施主体	市、防災関係機関及び住民

(2) 各地域防災訓練

目的	住民個人及び地域全体の防災対応力の強化を図る。
実施主体	地域住民（各地区において主体的に実施される内容を、市が支援する）

(3) 職員災害対応訓練

目的	市及び防災関係機関における職員の防災対応力の強化を図る。
実施主体	市及び防災関係機関

2 防災訓練の実施内容.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施に当たっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。

気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	- 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 - 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・救助訓練	- 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 - 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。
シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 - 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 - 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 - 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送
災害応急復旧訓練	- 鉄道、道路の交通確保 - 復旧資材、人員の緊急輸送 - 決壊堤防の応急修復 - 電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	- 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 - 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。

津波災害を想定した防災訓練に当たっての留意事項は次のとおり。

- 1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次の訓練に反映させるよう努める。

3 防災訓練時の交通規制.....【防災危機管理課、消防本部】

県公安委員会は、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）ため、必要な場合は要請を行う。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は以下のとおり）。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4 防災訓練の事後評価.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】

防災訓練の実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や災害活動要領等の改善について検討するとともに、次の訓練に反映させる。

第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2 の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。

*1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】

関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。

*避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

(1) 避難計画の策定における留意事項

本章第 9 節に定める避難計画の策定に当たっては、次の点に留意する。

- 要配慮者及び避難行動要支援者への避難指示等の伝達方法
- 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。

- 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。
 - ①75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ③療育手帳（A、B）の交付を受けている者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
 - ⑤介護保険における要介護認定 3～5 を受けている者
 - ⑥その他、市長が特に必要と認めた者
- 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。
 - ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者
 - ②自らの命を主体的に守るため、掲載を希望する者
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。
 - ①消防機関（消防本部、消防署、消防団）
 - ②警察機関（警察本部、警察署）

- ③民生児童委員協議会
- ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
- ⑤町内会・自治会
- ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織
- ⑦その他、市長が特別に定める者
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供と更新

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供について、避難行動要支援者にその趣旨や内容を説明し、同意するかどうか意向を確認するものとする。
- 名簿情報提供の同意を得た避難行動要支援者の名簿情報は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者へ提供するものとする。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 個別避難計画の作成

- 個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難支援等関係者と連携して、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。
- 個別避難計画の作成については、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者の身体状況、世帯状況や居住地が危険区域であること等の条件から作成の優先度を設定し、優先度の高い避難行動要支援者から進めるものとする。
- 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報に加え、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。
 - ①避難支援等実施者の氏名又は名称
 - ②避難支援等実施者の住所又は居所
 - ③避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
 - ④避難施設その他の避難場所
 - ⑤避難路その他の避難経路に関する事項
 - ⑥避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 個別避難計画の提供と更新

- 個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。
- 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。
- 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の共通事項

- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用に支障が生じないように、それぞれについて適切な管理に努める。
- 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報提供を受けた避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、必要に応じて以下の措置を講ずる。
 - (ア) 避難支援等関係者の活動範囲内に居住する避難行動要支援者に限定して情報を提供する。
 - (イ) 避難行動要支援者に関する個人情報に目的外に共用、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法の規定により避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を保管するよう指導する。
 - (オ) 提供を受けた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 情報の提供を受けたものが団体である場合には、その団体内部で情報を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 情報の提供を受けた避難支援等関係者より、情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 情報の提供を受けた避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(7) 避難行動要支援者への情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難支援を必要とする事由等の避難行動要支援者個別の状況に応じた情報伝達手段・伝達方法を定める。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

2 地域における対策……………【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、生涯学習課、各支所ほか関係各課】

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。
- 町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援組織）により、

地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

(2) 情報伝達体制の整備

- 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。
- 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準を定めた「松江市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者に対する避難指示等の判断・伝達方法について具体的に記載する。

(3) 防災設備、物資、資機材等の整備

- 地震災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する。
- 要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
- 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。
- 聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及に努める。
- 在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進に努める。

(4) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

- 講習会の開催、印刷物の配布等、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発を行う。
- 各地域防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- ホームヘルパーや民生児童委員等、高齢者及び障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識を普及することのできる体制を整備する。

(5) 防災基盤の整備

- 「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」及びその他の関連計画等に基づき、指定避難所等における段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
- 関係機関等と連携し、市内における福祉施設等の中から、比較的居住環境のよい施設を福祉避難所として設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが困難な避難者が円滑に避難できる環境を整備し、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。本市における福祉避難所の一覧は資料のとおり。

→ **資料編** [資料 2-16] 地区別避難施設一覧表

- 社会福祉施設設置者に対し、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。
- 外出中の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(6) 他市町村、関係機関等との連携強化

- 他市町村との相互応接協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先避難所の確保について、相互応接をするための実施手順等を決めておく。
- 高齢者、障がい者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応接体制を整備する。

- 社会福祉法人島根県社会福祉事業団厚生センター・養護学校等と災害時における要配慮者の受け入れについて覚書を締結するとともに、民間の社会福祉施設・自主防災組織等への協力要請に努める。

(7) 観光客対策

- 観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。
- 地震災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努めるほか、携帯端末を利用した観光案内アプリ等により指定避難所等の周知を図る。
- 観光客等の帰宅困難者の一時滞在施設を整備する。
- 外国人観光客に対し通訳・翻訳・サポート体制を整備し、掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。

(8) 外国人住民対策

- 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。
- 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。
- 地震災害時における通訳・翻訳・サポート体制を整備し、避難所等での掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。
- 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。
- 大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策……………【健康福祉総務課、介護保険課、障がい者福祉課、市立病院】

(1) 防災設備等の整備

- 福祉避難所となる公立社会福祉施設の不燃化工事等を計画的に行うとともに、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう指導する。
- 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行う。
- 予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。
- 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。その際、職員の動員や照明の確保が困難な夜間における消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮する。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、必要に応じて消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、情報連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連

絡体制の整備・強化に努める。

- 社会福祉施設の管理者は、多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送に備え、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等による施設整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院の管理者は、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施する。

(5) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地場所等を考慮し、避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第 2 2 節 孤立防止対策

大規模な地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1 孤立予想地区の現況

(1) 孤立の定義

本計画においては、次の要因等により道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になる状態をいう。

ア 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

イ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積

ウ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

(2) 孤立予想地区の抽出

集落の孤立可能性を判断するにあたり、上記の定義・条件に基づき、孤立の可能性が高い地区を次のとおり抽出した。なお、孤立予想地区の位置等については資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 1-13] 孤立予想地区(集落)及び衛星携帯電話配備状況

	孤立予想地区(集落)名
旧市	東持田町(納蔵西、納蔵東)、坂本町(坂本上)、西忌部町(中組、空山)、東忌部町(槇山、大川端)
島根町	加賀(加賀別所)、多古(多古、沖泊)、野波(瀬崎)、野井(野井)
美保関町	笠浦(笠浦)、諸喰(法田、諸喰)、雲津(雲津)、美保関(軽尾、才浦)
宍道町	上来待(小林、和名佐)
玉湯町	大谷(大谷 5 区、大谷 6 区、大谷 7 区)
八雲町	熊野(萱野、岩室、矢谷)、西岩坂(秋家、秋奥)、東岩坂(西奥、藤原)
東出雲町	上意東(本谷奥組、本谷中組、畑)

2 通信手段の確保.....【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所】

(1) 多様な通信手段の確保

- 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市 IP 無線機、簡易無線機及びアマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- 携帯電話の通話可能範囲をあらかじめ把握しておく。

(2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

3 物資供給、救助体制の確立.....【防災危機管理課、各支所、消防本部、交通局】

(1) 孤立予想地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり伝えるべき項目は次のとおりとする。

伝 達 項 目	- 負傷者の有無及び負傷の程度 - 要配慮者の有無 - 地区内の人数 - 備蓄状況(食料、飲料水、医薬品、毛布)
---------	--

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、ヘリコプターの離着陸適地を優先的に選定確保する。

4 孤立に強い地区づくり 【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、
保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生涯学習課、各支所】

(1) 備蓄の整備・拡充

- 食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）への配慮にも努める。
- 救援部隊の到着までに最低限の応急処置がとれるよう、医薬品、救助用器具等の備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

- 地区の人口に応じた避難可能な場所を、地区内に最低1箇所以上確保する。
- ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練等を通じ、危険箇所、避難場所等を周知する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等を整備し、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を推進する。

(4) 要配慮者等の実態把握

平素より、優先して救護すべき要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）の実態を把握しておく。

(5) 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、地区内住民による自主防災組織の結成を強く推進するとともに、日頃から近隣者との連携を強化し、防災意識の啓発に努める。

(6) 要配慮者支援会議の育成

町内会・自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

5 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施 【建設総務課、道路課】

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、耐震化及び土砂災害対策等の必要な施策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備 【防災危機管理課、農林基盤整備課、建設総務課、道路課、各支所】

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

第 2 3 節 調査研究

地震による災害はその態様が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となるため、県及び防災関係機関と協力し、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

1 県の実施する地震被害想定調査への協力……………【防災危機管理課】

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う必要がある。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資することも重要である。

県では、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年にわたり「島根県地震被害想定調査」を実施し、被害予測を行っている。その後、さらに地震津波浸水の想定並びに被害の想定を検討し、平成 30 年 3 月に津波浸水想定で対象とした海域の地震による津波及び地震動を用いて、「島根県地震・津波被害想定調査」の報告書が取りまとめられた。今後、新たに地震被害想定調査が行われる場合には、必要な協力を行う。

2 市の実施する調査研究……………【防災危機管理課】

(1) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(2) 危険度調査研究の促進

- 防災アセスメント^{*1}を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、町内会・自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地域別防災カルテ^{*2}等の作成を積極的に推進する。
- 上記のほか、地震被害軽減のための各種調査研究に取り組む。

*1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。

*2 地域別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等を行う。